公益社団法人岸和田青年会議所運営規程 新旧対照表 新 旧 第 3 条 (室及び委員会) 第 3 条 (室及び委員会) 1. 定款第3条の目的達成に必要な事項を調 1. 定款第3条の目的達成に必要な事項を調 査、研究、又は実施するために室ないし 査、研究、又は実施するために室及び委 委員会を置く。 員会を置く。 第 8 条 第 8 条 本規定の委員会、特別室を変更する必要が生じ本規定の委員会、特別室を変更する必要が生じ たる時は、<mark>理事会</mark>の承認を得て変更することがたる時は、理事長の承認を得て変更することが できる。 できる。 第10条 第10条 2. 各委員会の個別活動は必ず例会に於いて報2. 各委員会の個別活動は必ず例会に於いて報 告され、全会員に理解されなければならない。 告され、全会員に理解されなければならない。 会員は例会に出席して JC 活動全体の活動報告 を聞き、意見を述べ決定に参加する義務を有す る。

第 11 条 (例会の日時会場)

例会の日(或いは曜日)、時間、会場は、 毎月定例理事会に於いて決議する。

第 13 条 (例会の通知及び返信その他)

- 1. 必ず返信を取るようにする。
- 2. 例会通知は開催日少なくとも1週間前に全会員に通知すること。
- 3. 会員は出欠の如何を問わず必ず返信する義 務を有する。

| 第 11 条 (例会の日時会場)

例会の日(或いは曜日)、時間、会場は変更しないことを原則とするが、毎月定例理事会に於いてその確認又は変更を決議する。決定した日時、会場は延滞なく日本JC 等へ報告する。

- 第 13 条 (例会の通知及び返信その他)
 - 1. 必ず返信を取るようにする。
- 2. 例会通知は開催日少なくとも1週 間前に全会員に到着すること。

尚、例会運営上、返信を必要とする時は、往復ハガキ或いは返信つきで発送 する。 第 15 条 (基本フォーム)

1. 開会(定時に開催)

2. 国家斉唱並びに JC ソング斉唱

3. **JCI** クリード唱和

4. JCI ミッション並びに JCI ビジョン唱和

5. JC 宣言文朗読並びに網領唱和

6. 出席者点呼確認 (オブザーバー紹介)

7. セクレタリー及び議事録署名者の指名

8. 理事長挨拶

9. 例会行事

10. 報告依頼事項

11. 入会承認式

12. 会員消息

13. 各委員会活動報告

14. その他

15. 閉会

尚、例会の行事は知識教養を広め るための行事を開催することを原則とする。

第 17 条

周年事業の予算は原則として、毎年本会計から|周年事項の予算は原則として、以下の通りとす 積立する。

3. 会員は出欠の如何を問わず必ず返 信する義務を有する。

第 15 条 (基本フォーム)

1. 開会(定時に開催)

2. 国家斉唱

3. IC ソング斉唱

4. JCI クリード唱和

5. JC 宣言朗読並びに JC 網領唱和

6. 出席者点呼確認(オブザーバー紹

介)

7. セクレタリー議事録署名者の指名

8. 理事長挨拶

9. 例会行事

10. 協議事項

11. 報告事項

日本 JC 地区ブロック協等の報告

理事会報告 委員会報告 その他報告

12. 会員消息

13. 若い我等

14. 閉会

尚、例会の行事は知識教養を広め るための行事を開催することを原則とする。

第 17 条

正 会 員……年会費より1年毎に、10,000円

新入会員……入会金より、50,000円

特別会員・・・・入会金より、30.000円